

富士川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案）

（設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づき、「富士川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の事務局）

第3条 事務局は、関東地方整備局河川部及び甲府河川国道事務所に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第1項における構成員について、追加・変更が必要と認めるとときは、構成員の同意を得て、追加・変更することができる。

4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（協議会の対象ダム）

第5条 協議会において対象となるダムは、別表2に掲げるダムとする。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項について必要な協議を実施する。

- (1) 事前放流を実施するための河川管理者、ダム管理者、関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに関する事項
- (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に関する事項
- (3) 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に関する事項
- (4) 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に関する事項
- (5) 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に関する事項
- (6) 事前放流等の取組を流域市民、河川利用者等へ周知、啓発するための広報活動に関する事項
- (7) その他、洪水調節機能の向上の取組に関する事項及び意見交換

2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、事務局の招集により開催するものとし、構成員は必要に応じて協議会の開催を事務局に要請することができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会は、原則として非公開とする。

- 2 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 3 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 4 これにより難い場合は、協議会に諮った上で決定するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

別表1 協議会の構成員（第4条関係）

【河川管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長
山梨県県土整備部長
静岡県交通基盤部河川砂防局長

【ダム管理者】

山梨県県土整備部広瀬・琴川ダム管理事務所長
山梨県県土整備部荒川ダム管理事務所長
山梨県県土整備部大門・塩川ダム管理事務所長
荒川沿岸用水利用組合管理者
山梨県公営企業管理者
静岡県経済産業部農地局長
静岡県富士農林事務所長
東京電力リニューアブルパワー（株）甲府事業所長
東京電力リニューアブルパワー（株）駒橋事業所長
日本軽金属（株）蒲原製造所長

【関係利水者】

農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長
山梨市長
笛吹市長
甲州市長
中央市長
市川三郷町長
甲府市上下水道事業管理者
峡北地域広域水道企業団企業長
峡東地域広域水道企業団企業長

※オブザーバー

関東農政局農村振興部
山梨県農政部
笛吹川沿岸土地改良区

別表2 協議会の対象ダム（第5条関係）

【ダム名】	【目的】	【管理者】
広瀬ダム	FNAWP	山梨県
荒川ダム	FNW	山梨県
大門ダム	FNW	山梨県
塩川ダム	FNAWP	山梨県
琴川ダム	FNWP	山梨県
小樺ダム	P	山梨県企業局
西山ダム	P	山梨県企業局
雨畠ダム	P	日本軽金属(株)
柿元ダム	P	日本軽金属(株)
保利沢川ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
上来沢川ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
頭佐沢ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
丸山ため池ダム	A	荒川沿岸用水利用組合
上日川ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
大倉川農地防災ダム	F	静岡県

目的凡例

F : 洪水調節

N : 流水の正常な機能の維持

A : かんがい

W : 水道用水

P : 発電